

令和4年度

第3回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和4年6月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年6月20日(月) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省司
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願について<農業委員会許可>

議案第5号 農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第3回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の

規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である16人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは6番 豊田 敏計 委員、並びに13番 藤岡 光夫 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。令和4年6月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は7件です。議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は所有農地の見直しを行っており、本件の農地について処分を検討し譲受人と話が纏まったものです。譲受人としては、申請地が居住地から徒歩1分以内に位置していることや無償の所有権移転であることを考慮し本件の申請に至りました。

2番の申請地は、従前から残存小作地として譲受人が耕作しておりました。

今般、話し合いの結果、小作人が所有権を取得することとなったものです。

3番の譲渡人は、県外在住で農地の管理に苦慮していたところ、今後も観音寺市に戻る予定がないことから、譲受人に無償の所有権移転を打診し話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の申請地は、譲渡人の唯一の所有農地ですが、今後の管理面から農地を手離したいと考えていました。そこで譲受人と相談し、無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の申請地は、牛の放牧地として譲受人が利用していますが、今後も利用したいと考えて譲渡人と交渉した結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

6番の申請地も5番の申請と同様で牛の放牧地であり、譲受人が利用していましたが、今後も利用したいと考えて譲渡人と交渉した結果、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

7番の譲渡人は、相続で農地を取得したものの県外在住の非農家であり、観音寺市に戻る予定がないことから農地の処分を考えて譲受人と相談し、有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件

などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願ひしたいと思ひます。1、2番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願ひします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3、4番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願ひします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5、6番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願ひします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願ひします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年6月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請者は中村 美夫様です。

転用目的は農家住宅で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原平地2234-4で大野原中学校から北西約700mに位置し、市道下野池崎線から50m入った都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は地目が田127㎡です。併せ地は371.68㎡、合計で498.68㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟2階建38.37㎡、車庫1棟平屋建190.24㎡の合計228.61㎡で土地利用率は45.84%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和57年当時宅地敷地内に自家用車を駐車していましたが、建蔽率が高く乗り降りに苦労していました。そのため、自宅敷地拡張のため転用を行ってしまいました。無断転用であったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は藤川 宗男様です。

転用目的は牛舎で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、大野原町丸井大河内2113-1で大野原中学校から南東約2000mに位置し、県道丸井萩原豊浜線から100m入った都市計画区域外第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地586㎡で

す。併せ地は890.45㎡、合計で1476.45㎡です。

利用計画ですが、牛舎1棟平屋建663.61㎡、たい肥舎1棟平屋建377.49㎡で合計1041.1㎡です。

転用に及んだ理由ですが、平成10年頃、牛の頭数が増えたので増築しました。農地法に違反することを知らず、深く反省しており、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、久保 省司 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年6月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は13件です。

議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は有限会社ライフ 代表取締役 森 壽男様で、三豊市山本町に主たる事務所を置き、平成9年設立、資本金300万円で、不動産業を営む法人です。

転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするもので、同時に無断転用の解消を行うものです。

申請場所は、三本松町字三丁目甲2154番49で観音寺小学校から南西約1000mに位置し、市道琴浜柞田川線に接する都市計画用途地域内、準工業地域の第3種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅694㎡です。

利用計画ですが、居宅3棟平屋建136.72㎡、物置2棟平屋建6.89㎡の合計143.61㎡と資材置き場として利用します。

転用に至った理由ですが、譲受人が資材置場と不動産業に活用する借家を探していたところ、財産の処分予定である当該地があることがわかり、話が纏まり転用申請に至りました。

2番の申請者は株式会社 宮武工業 代表取締役 宮武 孝行様で、観音寺市高屋町に主たる事務所を置き平成29年設立、資本金300万円で、工事業一般を営む法人です。

転用目的は駐車場・資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、高屋町字金ヶ内 1056-2 で高室小学校から北約 400mに位置し、市道池下大池田線から 50m 入った都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が田 429 m²です。

転用に至った理由ですが、譲受人は貸借している駐車場を返還することとなり、代替地の確保を検討していました。今回、相続したものの農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり、転用申請に至りました。

3 番の申請者は川上 秀喜様です。

転用目的は一般住宅と貸資材置場、貸駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字川西 700 で西部養護学校から西約 50mに位置し、市道栗井駅南線に接する都市計画区域内の非線引き区域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 971 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟 2 階建階建 155 m²、ガレージ 1 棟平屋建 39 m²の合計 194 m²の自己住宅と資材置場、駐車場として譲受人が経営する会社に貸し付けるものです。

転用に至った理由ですが、両親と同居していましたが子どもの成長に伴い生活スペースが足りなくなり、新築を検討しておりました。また、経営している会社の資材置場の不足していたことから、自宅用地と経営会社へ資材置場として貸し出す土地の両方を探したいところ、高齢のため農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり転用申請に至りました。

4 番の申請者は矢野 恭平様です。

転用目的は一般住宅で、使用貸借権を設定しようとするもので、譲渡人との関係は親子です。

申請場所は、柞田町字大畑乙 331-1 外 1 筆で柞田小学校から西約 500mに位置し、市道大畑油井線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 421 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟 2 階建 45.54 m²、車庫 1 棟平屋建 48 m²の合計 93.54 m²で土地利用率は 22.22% です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパート暮らしをしていますが、子どもの成長に伴い手狭となり、実家のとなりに引っ越し、両親に子育てを協力してもらいたいと考え、転用申請に至りました。

5 番の申請者は株式会社 三協 代表取締役 金谷 弘幸様で、観音寺市植田町に主たる事務所を置き昭和 62 年設立、資本金 2500 万円で、建築工事業を営む法人です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字横田丙 1959 外 2 筆で柞田小学校から南約 600mに位置し、市道山王山田線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田、1691 m²です。併せ地は公衆用道路 352.63 m²、合計で 2043.63 m²です。

利用計画ですが、住宅 6 棟 2 階建て 433.20 m²で、実測平均区画 261.45 m²、平均建築面積 72.20 m²、平均土地利用率は 27.62%です。

転用に及んだ理由ですが、柞田地区では建売分譲住宅の引き合いが多く、分譲用地を探していたところ、相続したものの農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり転用申請に至りました。

6 番の申請者は近藤 健様です。

転用目的は農家住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字久染 970-7 外 1 筆で三豊総合運動公園から北約 50mに位置し、市道出作野田線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 69.07 m²です。併せ地は宅地 746.78 m²、合計で 815.85 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟 2 階建 320.66 m²、車庫 2 棟平屋建 96.50 m²の合計 417.16 m²で土地利用率は 51.13%です。

転用に及んだ理由ですが、自己所有地に進入するために申請地の農道を利用しないと進入することが難し

く、譲渡人に相談したところ、管理に苦慮しており、話が纏まり転用申請に至りました。

7番の申請者は有限会社 アサヒホーム 代表取締役 藤原 明様で、観音寺市村黒町に主たる事務所を置き平成13年設立、資本金500万円で、不動産業を営む法人です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、古川町字切石192-1で一ノ谷小学校から北西約400mに位置し、市道本村三豊中学校線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田1003㎡です。

利用計画ですが、住宅4棟2階建て284.84㎡で、実測平均区画250.75㎡、平均建築面積71.21㎡、平均土地利用率は28.40%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地近くは分譲住宅の引き合いが多く分譲地用地を探していたところ、高齢で農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり転用申請に至りました。

8番の申請者は有限会社 オオクボ不動産 代表取締役 大久保 昌樹様で、観音寺市古川町に主たる事務所を置き平成9年設立、資本金300万円で、不動産業を営む法人です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、古川町字竹道481-3外2筆で一ノ谷小学校から南約100mに位置し、市道高樋吉岡線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田903㎡です。

利用計画ですが、住宅4棟2階建て253.44㎡、車庫1棟平屋建44㎡の合計297.44㎡で、実測平均区画242.04㎡、平均建築面積74.36㎡、平均土地利用率は30.72%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地近くで分譲地の引き合いが多く、分譲地用地を探していたところ、財産の処分を行っていた譲渡人と話が纏まり、転用申請に至りました。

9番の申請者は有限会社 オオクボ不動産 代表取締役 大久保 昌樹様で、観音寺市古川町に主たる事務所を置き平成9年設立、資本金300万円で、不動産業を営む法人です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、古川町字竹道485-2外1筆で一ノ谷小学校から南約150mに位置し、市道定池高田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田1426㎡です。

利用計画ですが、分譲住宅6棟2階建380.16㎡で、実測平均区画238.03㎡、平均建築面積63.36㎡、平均土地利用率は26.62%です。

転用に及んだ理由ですが、申請地近くで分譲地の引き合いが多く、分譲地用地を探していたところ、財産の処分を行っていた譲渡人と話が纏まり、転用申請に至りました。

10番の申請者は石川 正規様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。譲渡人との関係は親子です。

申請場所は、大野原町花稻字西新海420-4で大野原小学校から北西約2200mに位置し、県道丸亀詫間豊浜線から50メートル入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地の197㎡です。併せ地は宅地254.01㎡、合計で451.01㎡です。

利用計画ですが、居宅1棟平屋建123.16㎡で土地利用率は27.31%です。

転用に及んだ理由ですが、将来的に子どもを育てるうえで、両親の協力を得るため、また農業後継者であるため、実家近くの申請地を選定し、転用申請に至りました。

11番の申請者は小出 竜輝様です。

転用目的は工事用の作業道として一時転用するもので、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町福田原字中道200-1で大野原中学校から南東約2000mに位置し、市道福田原線に200m入った都市計画区域外の第1種農地であり、地目が田で2,036㎡の内の119㎡です。

令和3年から申請地の既存建物の取り壊しのために作業道を作り利用していました。今回、転用申請を行うにあたり、一時転用が必要であることをしり、始末書を付しての転用申請です。

12番の申請者は小出 竜輝様です。

転用目的は農家住宅の拡張で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町福田原字中道202で大野原中学校から南東約1800mに位置し、市道福田原線に50m入った都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が畑で144㎡です。併せ地は宅地で799.83㎡、合計で943.83㎡です。

利用計画ですが、居宅2棟平屋建300.71㎡で土地利用率は31.86%です。

転用に及んだ理由ですが、近年家族が増え、住居が手狭になり、建て替えを検討したところ必要なスペースの確保が難しかったため、隣接する農地を転用し、新築住居の建築を考え申請に至りました。

13番の申請者は川崎化工株式会社 代表取締役 川崎 功雄様で、観音寺市豊浜町和田に主たる事務所を置き昭和61年設立、資本金1000万円で、プラスチック製品の成型及び加工を営む法人です。

転用目的は工場用駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字岡向乙1237-1外1筆で豊浜小学校から南約400mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田で837㎡です。併せ地は宅地4095.62㎡、合計で4932.62㎡です。

転用に及んだ理由ですが、既存の工場敷地駐車場が手狭であり、交通安全上の問題があったため、駐車場の拡張を考え、駐車場用地を探していたところ、高齢になり農地の管理に苦慮した譲渡人と話が纏まり、転用申請に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、私から説明します。特に問題ありません。2番について森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 問題ありません。

議長(会長) 3番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 問題ありません。

議長(会長) 4、5番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 問題ありません。

議長(会長) 6番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 問題ありません。

議長(会長) 7、8、9番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 問題ありません。

議長(会長) 10番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 問題ありません。

議長(会長) 11、12番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 問題ありません。

議長(会長) 13番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 問題ありません。

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて」は、意見書を付して知事に進達します。次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和4年6月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請地は、原町字有広908番2外3筆で豊田小学校から南西に約500mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が合計で436㎡です。

昭和27年以前より宅地として利用しており、当時の航空写真を確認したところ、少なくともその時から宅地の敷地の一部として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番の申請者は所有地の整理を行っており、今回の申請地である2筆が既に山林化しておりました。

調査したところ、平成元年には山林化していたことが、当時の航空写真により確認できたことから、非農地の認定基準の「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、篠原 元良 委員 説明をお願いします。

篠原委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番について 藤岡 光夫 委員 説明をお願いします。

藤岡委員 特に問題ありません。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案第4号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の14ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和4年6月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。議案第5号別紙の

農用地利用集積計画（所有権移転）令和4年6月30日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通じた農地の売買を記載したものです。

農地の売買、所有権移転は、基本的に農地法3条で行われますが、買受者が認定農業者で買受農地周辺に買受地を含めて8,000㎡以上の農地を経営しておれば、税制面で優遇措置のある農地機構を通じた売買制度

を利用できます。ただし、全て公告処理を行う必要があり、所有権移転完了まで少なくとも半年ぐらいかかります。

今回は、売買条件の整った農地所有者から公益財団法人香川県農地機構へ所有権移転するための公告であります。

まず、15 ページのNo.1 の案件は、前農業委員で認定農業者の山下大輔さんと土地所有者の間で話がまとまった案件です。

次に、16 ページ、17 ページの案件は、現在、柞田の山田干拓地においてイチゴを栽培している株式会社讃久農園との間で話がまとまった案件です。この農地は、すべて花稲干拓の南側のまとまった農地で、今後、イチゴハウスを設置し、イチゴの栽培を行う予定です。

いずれの売買についても、6 月中に地元の農業委員さんと土地所有者、また、買受者との間で利用調整会を開催し、調整は終了しております。

次の18 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年6月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

ここで、議案書の修正をお願いいたします。

28 ページ下側の102-142 番、安藤さんから栗井あじさいアグリへの貸借ですが、あじさいアグリさんの都合により、取り下げされましたので、取り下げと記入してください。

それともう1点、51 ページの上側、102-79 番の面積が、地籍調査により変更になっております。栗井町2119 番886.29 m²を996 m²に、2120 番の147.71 m²を166 m²に修正をお願いいたします。

その関係で、18 ページの農用地利用集積計画総括表を本日公布しております総括表に差し替えをお願いいたします。

それでは、本日お配りの差し替えの総括表により今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	1,503 m ²
高室地区	1,606 m ²
常磐地区	5,366.45 m ²
柞田地区	8,870 m ²
木之郷地区	3,516 m ²
豊田地区	6,576 m ²
栗井地区	1,401.06 m ²
一ノ谷地区	1,853 m ²
大野原地区	34,474 m ²
豊浜地区	9,886 m ²

です。

合計、田107筆、畑1筆、合計面積75,051.51 m²となっております。

今月は39件の申出があり、21 ページの上側、102-128 番、受人の松原さんの面積が記入されておりますが、松原さんは、定年退職し、作物を育ててみたいということで、家から近い農地を借り受けたということです。

ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の43 ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年6月30日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

高室地区	5,297 m ²
柞田地区	4,411 m ²
豊田地区	5,927 m ²
栗井地区	7,289 m ²

大野原地区 12,479 m²

豊浜地区 9,543 m²

合計、26件、田51筆、畑4筆、合計面積は、44,946 m²です。

今月は、貸借が12件、使用貸借が14件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の44ページから57ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和4年7月1日付で設定される貸借となります。

議案第5号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお祈いします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）」について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

議案第6号について、説明させていただきますので、議案書58ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和4年6月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の59ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第5号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件5件、14筆です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、8月1日からとなります。

議案第6号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和4年度第3回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時閉会>